

令和7年度 第1回 犬山市国民健康保険運営協議会 議事録

日 時 令和7年6月26日（木）午後2時～3時22分
場 所 犬山市役所 2階202会議室
出席者 吉原委員、深堀委員、溝口委員、
榊原委員、原委員、
増田委員、光清委員、諏訪委員、岡村委員、
田中委員
(欠席者) 河村委員、澤田委員、杉浦委員
事務局 前田健康福祉部長、舟橋保険年金課長、
梅田保険年金課課長補佐、
保浦保険年金課統括主査、
河合保険年金課職員

◆議事

課長

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいまから、令和7年度第1回犬山市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

私は当協議会事務局の、保険年金課長をしております舟橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。今回が初めての協議会になりますので、初めに市長からご挨拶を申し上げるべきところですが、他に会議が入っております、そちらが終わり次第参ります。申し訳ございませんが、到着次第のご挨拶とさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

さて、本日お集まりいただきました、協議会委員の皆様の任期は、国民健康保険法施行令第4条に基づきまして3年となっております。具体的には令和7年6月1日から令和10年5月31日までとなっておりますので、どうぞ皆様よろしくお願いいたします。委嘱状につきましては、市長からお1人ずつにお渡しするのが本来ではございますが、時間の都合上、お手元の方に配付させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、今回が初顔合わせとなりますので、ここで委員の皆様から自己紹介をしていただきたいと思います。名簿順で恐縮ですが、吉原様から順にお願いします。名簿を配布させていただいておりますので、お手元の方にご用意ください。今日は欠席の方が3名おみえになります。1号委員の河村歩様、2号委員の沢田敬久様、同じく2号委員の杉浦隆様より、本日欠席のご連絡をいただいております。この方々を除いて順に吉原様の方からお願いします。

委員

(順に 自己紹介)

課長

皆様ありがとうございました。それでは事務局の方もご挨拶だけさせていただきますと思います。

事務局

(部長から順に挨拶)

課長

それでは、次に、お手元の資料の確認をさせていただきます。本日の会議資料は事前に送付させていただいておりましたが、お手元にない方はいらっしゃ

いますでしょうか。本日の会議資料は、「次第」、「協議会委員名簿」、「資料」が1から6まで（そのうち資料1は差し替え）、「次年度協議会委員への申し送り事項」となっております。不足等ございましたらお申し付ください。

それでは、会議に入らせていただきます。終了時刻は3時半を目途としておりますので、ご協力をお願いいたします。

最初に、次第3「運営協議会会長及び会長職務代行者の選任」について議題とさせていただきます。選任に先立ちまして、私のほうから、国民健康保険運営協議会について説明をさせていただきます。お手元の資料1「国民健康保険運営協議会の設置根拠等」をご覧ください。資料1の上段に国民健康保険法がございます。こちらに「国民健康保険事業の運営に関する協議会」について規定されております。第11条第2項に、「国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く」ということで、この規定により、市町村に1つずつ、国民健康保険運営協議会というものが設置をされています。続きまして、国民健康保険法施行令第2条第3項になりますが、「法第11条第2項に定める協議会」、これは市町村協議会のことになりますけれど、「被保険者を代表する委員、保険医または保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する」というふうにございますので、先ほど見ていただきました名簿の通り、それぞれ、第1号委員、第2号委員、第3号委員を4名ずつということで、今回ご委嘱を申し上げております。それに加えて、第4項で、「市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる」と規定されておまして、名簿の第4号委員、被用者保険等保険者代表を入れるという形になっています。こういった規定に基づきまして、犬山市国民健康保険運営協議会は、皆様方で構成するという形になっております。続きまして、第3条で、任期が3年ということが決められております。続いて、第4条第1項で、「協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。」、第2項として、「会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する」というふうにございます。こちらによりまして、公益代表の方に、会長と、会長の職務を代行する方を選任させていただくという形になります。ただいまからそちらを決めさせていただくこととなりますが、会長が決まるまでの間は、私の方で取り回しをさせていただいて、会長が決まりましたら、そこから先の会議は、会長の方に取り回しをお願いしたいと思えます。これまでは、慣例といたしまして、公益代表の中でご協議をいただいて会長を推薦していただき、他の委員の了承を得るという形で決定して参りましたので、このやり方で、ご意見ございませんでしょうか。

委員

異議なし

課長

よろしいですか。それでは公益を代表します第3号委員の皆様でご協議をいただきたいと思います。

(第3号委員 協議)

課長

よろしいでしょうか。それでは、公益代表の方からご発言をお願いしたいと

思います。

A委員 はい。それでは、会長は岡村委員、会長職務代行は諏訪委員にお願いしたい
と思います。

課長 ただいまご報告がありましたが、会長には岡村委員、会長代行には諏訪委員
にお願いするという事で、皆様よろしいでしょうか。

委員 異議なし

課長 ありがとうございます。それでは、会長が決定されましたので、岡村新会長
から一言ごあいさつをお願いしたいと思います。会長よろしくお願いいたしま
す。

会長 ただ今、会長職に選任されました岡村千里です。皆様のご協力によりまし
て、様々なことについて、スムーズに協議を進めていきたいと思しますので、
どうぞよろしくお願いいたします。

課長 ありがとうございます。それでは、これより会議の進行は、犬山市国民健
康保険運営協議会規則第3条によりまして、会長にお願いしたいと思います。
会長よろしくお願いいたします。

会長 それでは、私が取り回しをさせていただきます。
本日は3名欠席されていますが、協議会規則第5条の会議の成立要件を満た
しておりますので、直ちに協議会を開催いたします。また、議事に入る前に、
本日の議事録署名人を私の方から指名させていただきます。被保険者代表の吉
原委員さん、保険医・薬剤師代表の榊原委員さんのお二人にお願いしたいと思
います。

それでは、議題に入りたいと思います。議題1「国民健康保険の概要につい
て」事務局から説明を求めます。

事務局 先ほどの議事録署名人ですが、この会議の議事録を作りますので、それを承
認して署名をいただく方を、先ほど吉原委員さんと榊原委員さんに指名させて
いただきました。今後、持ち回りで順に会長が指名させていただきますのでよ
ろしくお願ひします。

私の方から、資料2「国民健康保険の概要」についてお話をさせていただきます。

まず、国民健康保険の被保険者、いわゆる国民健康保険に入っている方の話
になります。先ほど皆さん自己紹介していただきましたが、右側に座ってい
ただいているのが被保険者代表、国保に入っていらっしゃる方という形になり
ます。健康保険自体は皆さん、なじみの制度ですので、おわかりだと思います
が、保険料（税）を払って、それにより、普通の方だと3割を負担すれば、お
医者さんにかかれますよという社会保障制度でございます。国民皆保険とい
う言葉を聞いたことがあるかどうか分かりませんが、日本では、国民は何かの健
康保険に入りましょうという制度になっています。資料には、「国保とは」と

ということが書いてあって、犬山市に住所があって、国保に加入できない人を除いては、みんなが国保に入るんだよという書き方がしてあります。これは法律的な記述で、皆さんの感覚としては、他の健康保険がない人は、最後の受け皿という失礼ですが、国民健康保険があってそこにお入りをいただくと、そんなイメージの方が強いのではないかなと思います。特殊な事例ですと、生活保護の方は、医療費については全部、公がみるものですから、健康保険にはお入りになっていない形になります。児童福祉法などで、親御さんのおみえにならないようなお子さんも、これもまた保険ではなくて、その医療費は全て公がみますので、保険には入ってらっしゃらない方がいます。あとは住民票のない外国人の方、3か月より短くしか日本にいらっしゃらないような方は保険の適用はないという形です。

実際の国保の手続きですが、市役所の窓口に来てくださるのは、いわゆる国保に入りたいという方ですと、まず、先ほど市町村ごとという話もしましたが、犬山市へ転入しておみえになって、保険がこれまで国保だった方は、犬山市の国保に入ります。それから、一番多いのは、会社を辞めて保険がなくなってしまったのでその間は国保に入りますという方、それから、国保世帯で、お子さんが新たに生まれたら、お子さんも国保に入ります。それから、さっきの生活保護がなくなった、生活保護が廃止されたという方も加入します。一方、その反対が、国保をやめる、難しい言葉で喪失と言っています。犬山市からお引越をされて転出をしていかれる方、不幸にも亡くなった方、あとは、就職が決まって職場の健康保険に入った方、それから、先ほどの話で生活保護になりましたという方も国保がなくなります。その他、結婚されたりして苗字が変わった方、お引越をして住所が変わった方などです。

ちょっと変わった事例としましては、大学生などで東京などに下宿される方がおみえですが、国保世帯の場合は、その方が転出をしても、国保は犬山市に住む親御さんがみるという制度があるので、そういう方は、学生さんで東京に住んでいても犬山の国保です。

保険証につきましては、河野デジタル大臣の時にかなり強硬に保険証をなくすんだという話が浮上して、昨年12月から実際になくなりました。ただ、市としましては、混乱を避けるために、現在は普通の保険証が渡してございますけれども、今後、基本はマイナンバーカードで、お医者さんに行ったときは装置があってそこで暗証番号を入力して保険証替わりに使うというのが基本という形となります。ただし、やはりマイナンバーカードを保険証として使うのは嫌だという方がいらっしゃいますので、そういう方には、保険証とほぼ同じものですが、「資格確認書」というものをお渡しています。

ページをおめくりください。国民健康保険を運用するためには、皆さんから国民健康保険税をいただかなければなりません。皆さん保険料とっていらっしゃるかもしれませんが、犬山市では保険税方式を採用していますので、国民健康保険税と言います。この税率を決めていただくのが、この協議会の大きな仕事のひとつになっています。皆さんに今後ご協議いただく形になると思いますのでちょっとだけ詳しくご説明します。まず、国保と一口にいいますが、実はいろいろなものに分かれています。始めに「医療分」と書いてありますけれども、これが、皆さんが、国保料だと思っているものです。先ほど申し上げた、お医者さんにかかれたときには皆さん3割しか負担しませんので、残りの7割は保険者、私どもから医療機関にお支払いするという形になります。こ

れに充てる部分を医療分といいます。それから右に「支援分」と書いてあります。これは後期高齢者の皆さんを支えるためにすべての健康保険からお金の仕送りをしている制度に基づくものです。もちろん、国保の人たちからもお金をいただきますので、これが後期高齢者の支援分ということになってまいります。そして、もう1つあります。「介護分」と言います。これは40歳から64歳までの方々だけがかかりますけれども、これは介護保険を支える側ということでお金をいただいているという形です。このように国保税と言っても3本立てになっているわけです。後程お話をしますが、今度これに、子どもや子育てを支える支援金分を増やそうという話がありますので、それが入りますと、国保は4本立てになります。

一方で、それぞれに、どうやって税金の額が決まってくるかということですが、最初に「所得割」と言うものがございます。皆さんの収入から、それを所得に直し、その所得に対して何%いただきますという、それが所得割でございます。結構な割合になっておりまして、先ほどの介護も含めると、13.26%ですから、年額で所得の1割以上を支払わないといけないという状況にあります。2番目が均等割というものですけれども、これが1人当たりの基本料金にあたります。国保には扶養という考え方ありません。社会保険に入っているお父さんにお子さんがどれだけいても、お父さんの保険料は増えません。給料から引かれる額は変わらないですけど、国保はちょっと古い制度になっていて、お子さんが1人増えれば、その1人当たりの基本料金も増えていく。少子化のおり、もちろん批判があったので、小さい子供さんについては、近年、基本料金は半分にする制度が導入されましたが、基本的には扶養という制度がございませぬ。それからさらに下に、今度は1世帯あたりの基本料金がございまして、これを「平等割」と申します。この3つの合計が保険税となっていくという形です。

ただし、所得税などと違って、例えば所得が1億円ある方だと、先ほど説明したように所得の約1割とすると一千万円ぐらいの保険税を納める形になるんですが、さすがに税金とは言っても保険料という意味がありますので、ちょっとひどいだろうということで、上限額が定められています。これを賦課限度額と言います。例えば、一番下のところ、医療分についてはどれだけ収入があっても66万円が上限。支援分が26万、介護分は17万円ということで、全部合わせても、109万円を超えて保険税を納めることはないということです。どんなお金持ちでも、国保に入っていらっしゃる世帯の上限は109万円までとなっています。

国保税の納め方は省略させていただいて、次のページですが、国保には、いろいろな境遇の方がお入りになりますから、保険税を安くする制度がございませぬ。最初に、非自発的失業者の軽減という難しいことが書いてありますけれども、これはリーマンショックのときにできた制度です。離職を余儀なくされた方、雇止めとか解雇とか、そういう方がすごく多いときがございました。その人たちは、自分の意思でもないのに会社を辞めさせられて国保に入って、納税がすごく大変な方が多かったものですから、所得を3分の1、30%とみなして計算しますよというものです。ハローワークからの書類で雇い止めになったことなどの証拠があれば、税を安くさせていただけるような制度になります。次は少子化対策の1つですが、産前産後のお母さんの保険税を安くする制度で、4か月間、双子ですと6か月、所得割と均等割を安くする制度がありま

す。次は難しい言葉ですが、旧被扶養者の減免というものがございます。これは75歳になると、国保から後期高齢者医療へ移らなければならないのですが、そうすると残された方、主に妻は国保に入らなければなりませんので、夫婦で保険が2つに分かれて負担が増えるのを防ぐために、こういう制度があります。その他、例えば、農家の方で、急な不作で所得がものすごく減ってしまったとか、災害に遭った、地震が起こったとか、いろいろ生活が激変してしまって、どうしても国保税が納められない方については、要件はございますが、国保税を減免する制度があるのでこれを受けるという形になります。その他、特定世帯は少し難しいので省略しますが、先ほどと同じで後期高齢者医療に移る際の矛盾を解消するための制度です。その下の低所得の方のための7割5割2割軽減というものは、国保独自の制度ですのでご説明をします。先ほど、どんな人にも基本料金というものがかるというお話を申し上げました。所得がなくても、1人当たりの基本料金、世帯当たりの基本料金を払わなくてははいけないわけですが、所得があまりにもないのに国保税を納めるのはちょっと大変だろうということで、所得のランクに応じて、先ほどの基本料金を7割引する、5割引する、2割引するという制度がございます。これは特に申請は不要で、所得の申告さえしてくださっていれば、適用が自動的にされます。国保はこれに該当する方がすごく多くて、半分近い人たちが何らかの軽減を受けているという実情がございます。一番下、先ほどちょっと申し上げましたが、お子さんが生まれた途端に基本料金を払うのはなかなか厳しいだろうということで、未就学の間は基本料金が半分になる制度でございます。これも特に申請なしで適用されます。

次ページをお願いします。今度は給付の話になります。皆さん、医療機関に行けば、窓口では3割負担というふうに思っているかもしれませんが、未就学児は2割負担です。ただ意識されることはないと思います。市の子ども医療制度がございまして、高校生まで無料ですので、何割負担であろうとお母様方が気にしていることは多分ないと思いますが、実際には2割です。また、お年を召され70歳を超えられると、通常は1割減って2割負担になります。ただし、所得がたくさんある方は3割のままです。この負担割合について、難しいフローが書いてあります。今日は申し上げませんが、所得や収入などいろいろなものによって分類がされ、どこにも該当しないと3割負担になるというフロー図です。

それでは、ページをめくってください。給付の関係で、市の窓口にお見えになる方で一番多いのは、療養費といって、コルセットやギプスをお作りになると、一旦全額を病院で払わなければなりませんので、その領収書などを持ってきていただいて7割を払い戻すというものです。旅先などで保険証を持ってなくて、10割分を払ってきた場合で、7割分を払い戻す場合も同じような手続きになります。それから、お子さんが生まれた場合の出産育児一時金と、国保加入者が亡くなったときの葬祭費は、社会保険とほぼ共通だと思いますが、出産されたときは1人につき50万円、亡くなられたときは5万円を給付しています。移送費は、犬山市では、私の長い経験でも1回もありません。ドクターヘリが飛んだ時の旅費などになりますが、これまでに犬山ではそれはありません。めくっていただいて、これは最近新聞でも話題になりましたが、高額療養費制度です。イメージとしては、一月に入院してたくさん医療費がかかった場合に、一定の上限額が定められていますので、それを超えた部分はお返しが

できるという制度です。表がついていますが、70歳未満と70歳以上で分かれていて、いわゆる所得によるランクがございます。例えば70歳未満の方で所得が220万円以下の方だと、1か月の額は57,600円までという形になりますので、それ以上の医療費を使ったら差額は戻ってきます。この負担限度額を、先般、国が高くしようとしたましたが、ずっと癌の治療されてる方とか、継続的に医療にかからなくてはいけないような方たちから、かなりの批判を受けて、今は凍結されているところです。

駆け足ですが、国保制度につきまして、ざっくりしたお話をさせていただきました。

会長

ただ今いろいろと説明していただきましたが、何かご質問がありませんか。皆さんよろしいですか。特にないようですので、これについては終わります。

それでは、次に、議題2「国民健康保険の財政制度、国民健康保険特別会計のしくみについて」事務局から説明をお願いします。

事務局

実体験でも結構ですので、疑問があれば、次の機会におっしゃってください。

申し訳ないですが、ここからさらに難しい話となります。今後、皆様方は、保険税をどのくらいにするか決めていかなければなりません。それが主なお仕事ということになります。医療機関に支払いをして、加入者には給付をする。要は、医療機関に3割負担でかかれるようにしているけれど、その代わりに保険税をいただいて、バランスの取れた運営をしていくことが求められます。会社と同じように、収支を考えて経営をしていくというようなイメージになります。収支バランスをとって、国保の経営をどうしていこうというのがこの運営協議会の役割ということになりますので、ちょっと難しくなりますが、おつき合いをお願いします。

資料3をまず見てください。見方から言いますと、一番上が国、真ん中が県、一番下が市で、県のところに国保特別会計と書いてございます。

まず、特別会計の話をしなければなりませんね。市役所は全体としては、皆さんからいただいた税金を使っていろいろな事業をやっています。それこそデパートみたいに、市役所は、道路も直せば、観光もやれば、福祉もやる、みたいになっていて、その会計を一般会計と言います。税金を使っていろいろなお仕事をさせていただいているというイメージですが、特別会計というのが、一般会計とは別にございます。なぜ特別なのかというと、先ほどの一般会計は、市民全体のためにやるもの、道路を作るとか、福祉をするとかいう事業ですけども、国民健康保険もそうですが、ある一定の人々だけが入っていて、その一定の人々のために事業をやるというものについては、万人向けのものとはちょっと区別をしましょうというのが特別会計です。特定の方のための別財布と思っていただければいいです。そのため、国民健康保険は特別会計ということになります。

それを前提に、市のところ、一番下のところを見ていただいて、先ほどの特別会計にお金が入るのは、まず皆さんの納付する国保税、それから、これだけではやっていけませんので、特定健診3分の1とか保険者努力支援分という難しい言葉が書いてありますが、これは県からもらえる補助金だと思っていただければよいです。それから、市の一般会計の方から、一部、お金をもらっていま

す。これを、難しい言葉ですが「繰入金」と呼んでいます。いろんなメニューがあつて保険基盤安定繰入金は、先ほど説明した税を7割5割2割、引きした金額は、こちらからもらっています。そういうふうに市からもらえるお金があります。

続いて、支出の方ですが、一番右の下、保険給付費というものが、先ほど皆さんが医療機関にかかれたときの3割分に対する残りの7割とか、皆さんにお支払いする高額療養費のことです。市国保から支出するということで、矢印が書かれています。すぐ上に、保険給付費等交付金というのがありますが、我々が払った保険給付費は全部、県からお金が来ます。給付費を我々は払いますが、この部分に関しては県から全額来るので、行って帰ってこいという状況になっています。昔は、給付は市が自分たちで払っていましたが、国、県、市という三重の難しい構造になったのは、平成30年度からです。それ以前は、市町村が独自で運営をしていましたが、それだと小さい市町村の経営が大変なため、県単位で財政を動かしましょうという形になりましたので、真ん中に県が入る形になりました。

市としてはこれだけで成り立っていますが、1つ上に上がった県だと、市町村に先ほどの医療の給付費を全部払っているだけでは、慈善事業ではないので破綻してしまいます。その見返りとして、我々から県にお金を渡します。国保事業費納付金と書いてありますが、これが、市が給付費をもらう代わりに、県に納める上納金みたいなものになります。県は県で、この市町村からもらう納付金と県の一般会計からもらうお金とか、国からもらうお金であったり、社会保険からもらうお金であったり、そういうものを全部集めて、国保運営をしているという形になります。ただここは県全体の話ですので、私たちは、一番下の市というところの経理がうまくいくよう、バランスをとって、保険税の額を決めていったり、県の給付費が少しでも減るように、皆さんが健康にいられるような事業をしたりとか、そういうことをやっていくというような、そんなイメージです。

続いて、資料4にいきまして、これは、先ほどの市の特別会計の実際の収入、支出の関係性が書いてある表になります。最初に歳出が書いてあります。始めに総務費がありますが、これはいわゆる事務費、管理費でございます。皆さんに保険証やそれに代わるものをお送りする郵便料とか、紙を印刷する料金であったり、皆さんに保険税の通知をお送りしたり、そういう事務費です。ただ、これは皆さんからの国保税から出すのはちょっとおかしいということで、先ほどの一般会計からの繰入金でまかなっています。一番大きいのは保険給付費です。先ほどの医療機関に払う7割分。これが一番、非常に大きいお金で30億から40億というお金を払っていますが、先ほど申し上げたように、県から交付金として全額来るという形です。先ほど出産育児一時金や葬祭費の話をしましたが、これについては県からは来ないものですから、このお金は、皆さんからの国保税と、あと出産育児一時金については、3分の2は、市の一般会計からお金がもらえるという形になっています。次が先ほどの県に払う上納金にあたる事業費納付金というのですが、これも始まったときは20億円ぐらい払いました。今は18億円から17億円ぐらいになっていますが、これも大変大きな支出になっています。主にこれを払うために、国民健康保険税をいただいているといっても過言ではありません。事業費納付金の額から、先ほどの県からもらうお金とか、市からもらう繰入金を差し引いて、残りは保険税で賄

うという形になります。現状では、残念ながら保険税でそこまで賄えていませんので、余分に一般会計からもらったり、国保の基金から充てたりして補填をさせていただいています。家計で例えると、給料の実入りが少し少ないので、それをまず自分の定期預金を崩して賄っているというイメージと、あと、親元から仕送りをいただいているという感じですかね。そういうものも含めて、今、経営が何とか成り立っているということになります。一番下は、40歳以上の方は特定健診というのがございまして、ちょうど受診票をお送りをしたところですけど、そういう皆さんの健康を守るための健診事業になります。脳検診やがん検診にも助成をしていますので、そういった経費につきましては、県からもらえるお金と一般会計繰入金を除いた部分は、国保税から賄うという形になります。このため、結果的には歳出の中で、保険税が含まれている部分を合計して、経営的に見合った分の保険税をいただけるように、その税率を決めていかなければならないという形になります。こうした議論をしていただくのが、ここの場ですので、ちょっと難しくなりましたが、こういう話をさせていただきました。

会長

ありがとうございました。ただいまの説明について何かご質問はありませんか。

私から資料3の「国民健康保険の財政制度について」について、国があつて県があつて、それから市があるわけですけど、平成30年度以降は県がいろいろなものをまとめるというか、県単位化ということになってきましたが、この図だけを見てもよくわかりません。結構ずっと値上げをしてきたと思いますが、何で県単位化になっていくと国保の事業費納付金を納めなくてはいけないのか、平成30年度からどういう形でこれまで来たのかをちょっと説明していただきたいです。

事務局

どの部分をご説明すればよいですか。

会長

県単位に制度が変わって、実際のところは結構値上げをしてきていますので、その理由だとか、それから、国から国庫負担金が32%来ていますが、これも昔はもっとたくさんあったと思います。そういった経過を教えてください。

事務局

皆さんに今これを難しく解説すると、分からなくなる可能性が大きいので、半分例え話を入れながらの説明にさせていただきます。要は、個別にやっていた犬山店が、大きく県全体で合併をしたというイメージになります。ちょっと違うかもしれませんが、そんな感じです。犬山市は、愛知県下では、お年寄りがとても多い、高齢化が進んでいるところです。このため、県下でも有数に医療費を使っていました。しかし保険税はそこまで高くなかった。というか、むしろ県下では安かったのです。それはなぜかという、この右上にある、社会保険からお金が流れてくる量がすごく多かった。お年寄り（前期高齢者）の加入者が多いと、その多い具合に応じて、その市で使った彼らの医療給付費が社会保険からやってくるという仕組みがございまして、これについては議員の方しか分かりませんが、先日終わったばかりの議会で、久世議員が一般質問において、「社会保険から流れてくるお金が余りにも巨額であったために、具体的

には協会けんぽを助けるために、お金のある健保組合から余分に徴収する「総報酬割」という制度が導入されたが、これに対して国保に影響あったのかどうか」という質問をされました。「これは社会保険間の話で、国保に対しての実入りは関係ないでしょう」という答弁をさせていただきました。市単位で運営していた時代は、国保税より遥かに多い金額を社会保険からいただいていたので、保険税が安く済んでいたということです。ただ、現在の財政運営は、愛知県全体になりました。県全体で社会保険からのお金をもらうようになり、市町村ごとに割り振って、納付金として納めてくださいということになると、犬山市の当時の利点は薄まってしまいました。制度改正前は、保険税が安く済んでいたが、現行制度においては犬山市の負担は高くなったと言えます。改正当時、「どうして税が上がったんだと」というご質問が多く、いろいろ分析した結果、説明としてはそういうふうにさせていただいたところです。正直、その時、35%ぐらい保険税を値上げしないと、県への納付金が払えないという、結構危機的な状態でした。幸いなことに先ほど申し上げた基金が10億円ぐらいありましたので、急に35%上げるとこれは大変、皆たまったもんじゃないですから、「徐々に上げていきましょう。基金（定期預金）を崩しながら少しずつ上げて、最後には追いつきましょう」ということになりました。その道筋の途上、まだ、階段を上ってる最中というのが、今の状況です。これまでに皆さんの前任の方達は、こちらが「1割ぐらい上げないとやっていけないです」と言ったときは、嫌だけど、ぐっと頑張って答申をいただいたこともありましたが、逆に、新型コロナ流行時には「値上げは許容できない、据え置きましょう」という時もありました。平成29年度から見ると、現在はトータルで30%ほどは上げさせていただいているので、当時ほどではなく、大分追いついてきたかなという、もうちょっとだなというようなところまで来ている感触はあります。ただ、この後でまたそれを突き放すようなお話をさせていただかないといけないのですが、今までの経緯はそんな感じかなと思います。

もう1つ、国の32%というのは、「昔は50%あった」ということをおっしゃりたいと思いますが、現実には、国から「権限移譲」という名のもとに県とか他のところに押し付けただけで、市に入る総トータルとしては変わっていません。今でも、理念としては、50%は公費からきています。ただ最初は、県単位でなかったから国が市に直接50%くれていました。繰り返しになりますが、全体としての公費の負担比率は変わっていないです。

課長

会議の途中ですが、原市長が到着いたしましたので、運営協議会の委員の皆様挨拶を申し上げます。

市長

皆さん、こんにちは。国保運営協議会の委員として、皆さんには3年間お世話になります。どうぞよろしくお願い申し上げます。また遅れてきたことに申し訳なく思っています。能登半島に10ヶ月間行ってくれていた保健師の活動報告会がありましたので、そちらを終えてからこちらに来ました。いろいろお話があったと思いますが、国保の役割は非常に大きなものがありますし、県の制度に追いついていかなければならないんだけれども犬山市は追いついていないという事情があります。これは、犬山の場合は、収入を得られる方が少ないということと高齢者の方が多いが故にそうした状況にあるということでもあります。だから、追いつくために、少しずつ保険税額を上げていかなくてはな

りませんが、そこもなかなか難しい。負担がかかるからであります。ですから、皆さんには議論を重ねていただきながら、我々市がやれるところは市でフォローをしていきながら、皆さんに向き合っていきたいというふうに思っています。我々もただ市民の国民健康保険の皆さんにお願いをするというばかりではなく、しっかり県や国にこうあるべきだということの思いもお伝えさせていただいています。国には国保への負担率を引き上げてほしいということを強く申し上げながら、市がやるべきこと、考えるべきことも重ねながら、市民の皆さんにはお願いをしてご理解をいただけるように努力をしていきたいというふうに思っています。委員の皆さんのそれぞれの思いや考えをぶつけていただきながら、より良いものにしていきたいというふうに思ってます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

課長

ありがとうございます。市長はこの後も公務がございまして、これにて退席をさせていただきます。

会長

他に質問はありますか。他に質問ないようですので、議題2を終わります。それでは次に議案3「国民健康保険における子ども子育て支援納付金の新規課税について」、事務局より説明をお願いします。

事務局

先ほどの医療、後期支援、介護に続きまして、子ども子育て支援納付金という保険税を令和8年度から課税をしなければいけなくなりました。なりましたということだけが決まっていまして、その後、特に国からは何も情報はきてきませんので、今日は今までに分かっているところだけお話をします。これは国保だけではなく、他の保険の皆さんも全部ですので、被保険者代表はもとより、公益代表の議員さんも国保の方が多くと思いますが、私たち公務員は共済組合、サラリーマンの方はそれぞれの健保組合や、中小企業の方が入っている協会けんぽの方ももちろんそうですし、先ほどの後期高齢のお年寄りからも徴収するということです。内容としては、「異次元の少子化対策」というような言葉があったと思いますけれども、それをやるためには資金が要ります。児童手当を大幅に拡充するなど、いろいろな子育ての支援をするために大体1兆円ぐらいかかるとされています。その1兆円を、増税という形は嫌だったので、保険料から集めるという話だったかと思います。市としては、納付金を県に払うということを先ほど申し上げましたが、その中に子育ての分も追加して払うという形になってくると思います。それを払って、経営が大丈夫なぐらいの保険税を、新たに課税して、皆さんからいただくという形になります。

負担額の概算ですが、今のところ、あまりあてにならないと思っておりますが、8年度の国保加入者1人当たりの負担が月に250円ということを国が言っています。年額だと12か月分で3,000円。しかも、ちょっとどうかとは思いますが年々値上げしていったら、その次の年の9年度には年額3,600円。その次の10年度には4,800円ぐらいにしたいと言っています。これが今、唯一ある公表資料になりますが、ただ何となく、一番安くなるよう計算がされているような気がしています。ただ、現在の計算でも、これだけで3%ぐらいの増税になるのではないかと考えております。

政府といたしましては、「皆さんの所得が増えたり減税をしたりしているんだから、実質的な負担は増えません」という説明ですが、我々国保から見れ

ば、確実に増税をしなければいけないという状況にあるという点だけ、今回はご認識いただきたいと思います。

この部分が、今年度一番大きい議論なるかなと思っていますので、最初から難しい話ばかりで恐縮ですが、トピックとしてお話をさせていただきました。

会長

何かご質問やご意見はございませんか。子育て支援と言えましょうがないかなとも思いますが、物価の高騰でいろいろなものが高いですし、私は結構厳しいかなあとありますが、特に質問がないようですので、議題3については終わります。

それでは次に議題4「協議会委員の申し送り事項」について、前回に引き続き公益代表委員であります私から説明をさせていただきます。資料がつけてありますが、少し説明をさせていただきます。特に、「6年度答申記載の基本方針」とありますが、これについてが申し送りということです。

一つ目は、「令和7年度の税率改定においては、全体の課税総額を6%引き上げる。」ということで、先ほど河合さんの説明にもありましたが、それまではずっと犬山市の保険税は低かったんですけれども、県単位化になってから、だんだん追いついていかなくてはいけないということがありましたが、引き続きの急激な増加はよくないということで、6%ぐらい上げたいということです。

それから、2つ目は、「令和6年度から10年度までの5年間に限って、国民健康保険事業基金に加えて、市の一般財源により、不足分を補う。」ということです。先ほども河合さんからありましたけれども、年々加入者の方たちが少なくなってしまうと、加入者だけの税金で賄うということは本当に難しくなってきたんですね。ですから、基金もありますけれども、基金に加えて、市の一般財源、全体のお財布ですね、そちらの方から、不足分を補うということです。一定の期限を区切ってということで、急激な増税を避けるために、財政が安定するところまで、段階的に保険税の負担をしていくということです。

それから3つ目は、「賦課限度額」といって、最高額いくらまでということですが、国の税制改正で出てきますが、以前はこういったことについてもきちんと協議をしていこうということで、国の賦課限度額が示されてから協議をして、1年遅れて改正していましたが、こういったものが示されたときは速やかに改定をしていこうということです。

それから一番下の応能応益の割合については、概ね1対1としていこうということですが、それまでは、応能負担、所得が多い人はたくさん払うというところに重きを置いてまして、確か1.2:1だったと思いますけれども、それを中間層の方たちの負担を緩和する目的で、1:1というふうにするということです。

こういったことについてが前年度からの申し送りです。今の説明について、何かご質問とかご意見はございませんか。何か事務局から補足などがあればお願いします。

事務局

公益代表の中のお二人は、3年前からやっていらっしゃるわけですが、その前からの議論の中で、いろいろ考え方はあると思います。

最初の2つは、1年間に上げるのは6%ぐらいまでにしようねというのが、これまでの方達の大体のお考えであったということです。先ほど会長がおっしゃったとおりですが、たとえ話にすると、定期預金に加えて、親元からも

う少し仕送りをいただきながら、何とか、追いついていきたいと思いますというイメージです。ただ、いつまでも親元に頼っていていけないから、5年間だけにしましょうということを前の委員さんたちの中で決めました。

賦課限度額は先ほど私が説明した上限額ですけれども、これを上げないと、お金持ちに有利になります。限度額が100万円だったら、110万円に上がると、お金持ちは10万円負担が増えますが、これをそのままにしておくと、お金持ちから10万円いただけないので、全体の必要額を確保しようとする、一般的な所得の人の税率を上げなければならないので、中間層の負担が多くなります。

応能応益、所得割の比率をどのくらいにするかについては、難しい課題です。愛知県は、所得が全国よりかなり高い状況です。全国平均より2割ぐらい多いので、県標準だとさっき言ったように所得の占める割合が、応益部分の1.2倍ぐらいになるのですが、そうすると、犬山市は高齢者も多いし、市長も先ほど言っていましたように所得も低いので、所得に対する税率がちょっと重くなり過ぎてしまいます。先回の議論では、犬山は所得水準が低いので、愛知県標準ではなくて、全国の基本である1:1にしていきたいと思いますということを言っています。これについては言い方がちょっと露骨で申し訳ないですけど、お金持ち派と貧しい方派のどっちの肩を持つかで考え方が全然変わってしまいます。この20年間ぐらいを見ると、委員の皆さんの考え方により結構あっちに行ったりこっちに行ったりしています。ただ、前3年間の委員さんたちについては、こうしていこうと決められたということです。

申し送りの上のところの文章については、触れられませんでした。前の委員さんたちの中では、先ほど私がトピックで申し上げたようなことがなければ、保険税も大分落ち着いてきて、やり方も決まってきたので、保険税ばかりではなくて、保険医の皆さんたちも来ていただいているので、加入者の健康を考えたり、医療費を適正にしたりするための、保健の事業を新たにいろいろ考えた方がいいのではというようなことも、前委員はおっしゃっていました。先ほど申し上げた、子ども子育ての話が出てきてしまいましたので、どこまでできるか分かりませんが、前委員の中にそういう気持ちがありましたということをし添えます。

会長

ありがとうございました。

保健事業のことについて言い忘れてました。ありがとうございました。

特に質問はないですか。それでは次に議題5「今後の協議会日程」について事務局より説明をお願いします。

課長

それでは資料6をご覧ください。今年度の今後の協議会の日程についてお話をさせていただきます。

例年ですと、市長から8月初旬に税率改定についての諮問があります。

それから、2回目、次回の国民健康保険運営協議会を、事務局案としては8月21日(木)でいかがでしょうかというご提案させていただきます。ご協議いただく内容につきましては、報告の部分もありますが、例えば6年度の決算見込みと分析結果について、それから6年度の保健事業について、この辺は報告事項になります。あと令和7年度当初課税状況、これも報告事項になります。今年度の課題についても、もう少し情報提供できるものがあると思います。

す。

少し期間が空きまして、第3回を10月16日（木）に予定をさせていただいております。こちらのときは、少し具体的なお話になって参りますが、国民健康保険税率、激変緩和案についてご協議いただきます。また、先ほど少し情報提供させていただきました、子ども子育て支援金分の創設について、もう少し情報が来ているのではないかなと思います。

続きまして、4回目になりますが、こちらは11月27日（木）、できればこの日で決めさせていただきたいという希望がございます。と申しますのは、令和8年度納付金の仮算定結果が、大体11月20日前後に愛知県より示されますので、これについてご協議をさせていただきたいからです。そして、子ども子育て支援金を含む税率の改定について、具体的に数字を詰めていくという形で、もしこの日で税率改定案が決まりましたら、答申案についても確認をさせていただきたいと思っています。もしこの第4回で答申案が決まらないという状況になりますと、議員の方には議会中になってしまって恐縮ですけれども、12月中旬ぐらいの全協のあるときにでも、答申案の最終的な協議をさせていただく形になりますが、11月で決まってしまうと12月の方はやりません。

そして、答申案ができましたら、12月下旬から1月上旬ぐらいに、会長から市長に税率改定案を答申していただく流れになります。

そして、それから約1ヶ月後ですけれども、その年の最終の運営協議会を、2月初旬、令和8年2月5日ごろに行い、会長から皆さんに答申についてどうだったという報告をしていただきます。それから、この時点では納付金の本算定結果が出ておりますので、そちらについても、私どもの方からご報告をさせていただくという形になります。その他に税制改正、大体3月末に向けての税制改正情報が出ますので、それについてご説明をさせていただくという流れになります。

時間はいずれも午後2時から予定させていただいておりますが、内容がだんだん難しくなって参りますので、事前に資料を送付させていただきますけれども、先に聞きたいことがある方がいらっしゃいましたら、1時20分ぐらいからこちらの方に私どもが待機しておりますので、事前の説明を個別に行わせていただきます。もし、何かあれば、お尋ねいただければと思っています。

こういった形で協議会の日程案を事務局の方で作らせていただいておりますが、これについて都合がいいとか悪いとかというところをご協議いただきたいと思います。

会長

ただいまの説明に何かご質問あるいはご意見はございますか。

A委員

少し確認ですが、最初に市長より諮問が8月にあると書いてありますが、これはどのような形で諮問がありますか。通常ですと会議の冒頭でやる場合もありますが、これだけ見るとそういう感じではないと思われます。どういう形でやるんですか。

会長

事務局お願いします。

課長

以前は市長にこの場に来ていただいて、実際に会長に読み上げて手渡しをす

るという形でやっていた時期もありましたが、コロナ禍になってから少し形を変えまして、会長と、その時に会長代行がご出席いただければお2人で、市長の応接室の方に行っていただいて、市長から諮問を直接もらうという形でさせていただきます。

会長 他には何かありますでしょうか。皆さん予定はこんな感じでよろしいでしょうか。

事務局 木曜日の午後にさせていただいてるのは、医療機関の午後の診療がないとお聞きしているからです。今回選ばれた委員さんにも「午後の診療はいつお休みですか」とお聞きしたら、「木曜日」だとおっしゃったので、木曜日にさせていただいています。議員さんたちは、基本的には大丈夫だと事務局からは聞いています。今日ご欠席の方がいるので申し訳ありませんが、できたらこれにさせてもらえばありがたいと思います。

会長 ご意見はいかがですか。よろしいですか。それでは、特にないようので、ただいまのやりとりから、今年度の協議会日程につきましては、配付の資料の通りといたしたいと思います。皆さん、是非ともご予定をお願いいたします。それでは次回は8月21日午後2時からでお願いしたいと思います。

本日の議題はすべて終了いたしましたので、本日の会議は、これをもって閉会し、事務局にお返しします。

課長 はい。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。またこれから回を重ねていくこととなりますが、よろしくお願いいたします。では本日の協議会をこれで終了させていただきます。長時間ありがとうございました。

(閉 会)

犬山市国民健康保険運営協議会規則第7条に基づき、この議事録を作成し、署名する。

署名

(原本に 岡村 千里 署名)

署名

(原本に 吉原 文子 署名)

署名

(原本に 榊原 吉峰 署名)